

ちばし消費者応援団の登録に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、自ら考え行動する自立した消費者を育成し、本市の消費者教育を推進することで、市民の安全で安心できる暮らしを実現するため、ちばし消費者応援団の登録手続きに関して必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、「消費者教育」とは、消費生活で合理的な意思決定ができ、消費者被害に遭わない知識を保有することにとどまらず、社会の一員として、よりよい市場とよりよい社会の発展のために積極的に関与する自ら考え行動する自立した消費者への成長を促進するための教育及びこれに準ずる啓発をいう。

(会員)

第3条 ちばし消費者応援団は次の各号のとおりとする。

(1) ちばし消費者応援団団体会員（以下「団体会員」という。）

(2) ちばし消費者応援団個人会員（以下「個人会員」という。）

2 団体会員として登録することができる団体は、次の各号に掲げる条件をすべて満たすものとする。

(1) 団体の活動に消費者教育を含み、1年以内に千葉市民を対象とした消費者教育に関する活動実績を有すること。

(2) 団体の所在地又は主たる活動場所が千葉市内であり、活動範囲に千葉市内を含むこと。

(3) 団体の名称、活動内容及び団体が同意したその他の情報について、市民局生活文化スポーツ部消費生活センター（以下「センター」という。）のホームページで公開できること。

3 個人会員として登録することができる者は、次の各号に掲げる条件をすべて満たすものとする。

(1) 千葉市に在住、在勤又は在学していること。

(2) 次に掲げる活動のいずれかを行うこと。

ア 自ら進んで消費者教育に親しみ、理解を深めること。

イ 社会の一員として、よりよい市場とよりよい社会の発展のため、別表に定める消費者教育の実践例等の消費者教育を実践すること。

ウ センター及び各種団体が行う消費者教育に関する事業に協力すること。

(団体会員の登録の承認)

第4条 団体会員として登録を希望する団体は、ちばし消費者応援団（団体会員）登録申請書（様式第1-1号）に前条第2項に掲げる条件を証明する書類を付して、市長に提出するものとする。

2 団体会員として登録を希望する団体は、代表となる事業所が複数の事業所をまとめて、ちばし消費者応援団（団体会員）登録申請書（様式第1-2号）に前条第2項に掲げる条件を証明する書類及び登録を希望する事業所の一覧を付して、申請することができる。

3 市長は、第1項及び第2項により提出された申請書等を審査し、ちばし消費者応援団の登録を決定したときは、団体会員に対し、ちばし消費者応援団（団体会員）登録通知書（様

式第2号)及び別に定めるちばし消費者応援団(団体会員)登録証を交付するものとする。

(ちばし消費者応援団(団体会員)登録証)

第5条 団体会員は、ちばし消費者応援団(団体会員)登録証を活動場所又は事業所の門扉や掲示板等、市民の目に触れる場所に掲示するものとする。

(団体会員の登録の不承認)

第6条 市長は、第3条第2項の規定に該当しない場合又は次の各号の一に該当する場合は、登録を承認しないものとする。

- (1) 法令、千葉市消費生活条例及び同施行規則に違反している場合
- (2) 公序良俗に反する活動を行う団体であると認められる場合
- (3) その他、この要綱の趣旨に照らし、登録承認を与えることが不相当であると認められる場合

2 市長は団体会員の登録の不承認を決定したときは、団体に対し、ちばし消費者応援団(団体会員)登録不承認通知書(様式第3号)を交付するものとする。

(団体会員の活動報告)

第7条 団体会員は年度終了後2か月以内に、ちばし消費者応援団(団体会員)活動報告書(様式第4号)に活動内容を証明する書類(以下「活動報告書等」という。)を付して、市長に活動内容等を報告するものとする。

2 第4条第3項の規定により1月から3月の間に団体会員として登録された団体は、登録年度に限り前項の規定による報告を要しないものとする。

(団体会員の活動調査)

第8条 市長は、必要に応じて団体会員に対し活動の状況等を確認するため、活動報告書等の提出を求めることができる。

2 団体会員は、市長から活動報告書等の提出を求められた場合は、従うものとする。

(団体会員の登録の取消)

第9条 市長は、団体会員が次の各号の一に該当するときは、登録を取り消すことができる。

- (1) 第3条第2項の各号に掲げる条件のいずれかを満たさなくなったとき。
- (2) 第6条第1項の各号の一に該当したとき。
- (3) 故意に第7条又は前条に規定する活動報告書等を提出しないとき。
- (4) 偽りその他不正な手段で登録申請を行ったことが判明したとき。
- (5) ちばし消費者応援団(団体会員)登録取消申請書(様式第5号)を提出したとき。

2 市長は、団体会員の登録の取り消しを決定したときは、団体に対し、ちばし消費者応援団(団体会員)登録取消通知書(様式第6号)を交付するものとする。

3 団体会員は登録の取り消しが決定したときは、ちばし消費者応援団(団体会員)登録証を市長に返却するものとする。

(団体会員の登録内容の変更)

第10条 団体会員は、登録内容に変更が生じた場合は、14日以内に、ちばし消費者応援団(団体会員)登録内容変更届(様式第7号)を市長に提出するものとする。

2 団体会員が第7条第1項に基づく活動内容等の報告を行う場合は、ちばし消費者応援団(団体会員)活動報告書(様式第4号)の提出をもってこれにかえることができる。

(個人会員の登録)

第 11 条 個人会員として登録を希望する者は、ちばし消費者応援団（個人会員）登録申請書（様式第 8 号）を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項により提出された申請書を審査し、個人会員の登録を決定したときは、別に定めるちばし消費者応援団（個人会員）登録証を交付するものとする。

(個人会員の登録の不承認)

第 12 条 市長は、第 3 条第 3 項の規定に該当しない場合又は次の各号の一に該当する場合は、登録を承認しないものとする。

(1) 法令に違反している場合

(2) 公序良俗に反する活動を行う団体に所属している場合

(3) その他、この要綱の趣旨に照らし、登録承認を与えることが不適當であると認められる場合

2 市長は個人会員の登録の不承認を決定したときは、個人会員に対し、ちばし消費者応援団（個人会員）登録不承認通知書（様式第 9 号）を交付するものとする。

(ちばし消費者応援団（個人会員）登録証)

第 13 条 個人会員は、ちばし消費者応援団（個人会員）登録証を消費者教育に関する活動を行う際に携帯するものとする。

(個人会員の活動報告)

第 14 条 個人会員は年度終了後 2 か月以内に、ちばし消費者応援団（個人会員）活動報告書（様式第 10 号）により市長に活動内容等を報告するものとする。

2 第 11 条第 2 項の規定により 1 月から 3 月の間に個人会員として登録された者は、登録年度に限り前項の規定による報告を要しないものとする。

(個人会員の登録の取消)

第 15 条 市長は、個人会員が次の各号の一に該当するときは、登録を取り消すことができる。

(1) 第 3 条第 3 項の各号に掲げる条件のいずれかを満たさなくなったとき。

(2) 第 12 条第 1 項の各号の一に該当したとき。

(3) ちばし消費者応援団の活動に合わせて、政治活動、宗教活動又は営利を目的とする活動を行ったとき。

(4) 故意に前条に規定する活動報告書を提出しないとき。

(5) ちばし消費者応援団（個人会員）登録取消申請書（様式第 11 号）を提出したとき。

2 市長は個人会員登録の取り消しを決定したときは、個人会員に対し、ちばし消費者応援団（個人会員）登録取消通知書（様式第 12 号）を交付するものとする。

3 個人会員は登録の取り消しが決定したときは、ちばし消費者応援団（個人会員）登録証を市長に返却するものとする。

(個人会員の登録内容の変更)

第 16 条 個人会員は、登録内容に変更が生じた場合は、14 日以内にちばし消費者応援団（個人会員）登録内容変更届（様式第 13 号）を市長に提出するものとする。

2 第 14 条第 1 項に基づく報告を行う場合は、ちばし消費者応援団（個人会員）活動報告書（様式第 10 号）の提出をもってこれにかえることができる。

別表

消費者教育の実践例

- ・商品やサービスをめぐるトラブルがあった場合に、関係する情報を入手し、センター等への相談を行い、企業と問題解決に向けた交渉を行う。
- ・地域で防犯パトロール活動を行う。
- ・町内自治会の回覧や掲示板を利用し、悪質商法に関する注意喚起を行う。
- ・消費者被害の防止のため、高齢者に声掛けをする。
- ・ゴミの減量のため、エコバッグの持参やゴミの分類を行う。
- ・地球温暖化に配慮し、節電を行う。
- ・食品ロスをなくすため、食品廃棄の削減やフードバンクの活用に努める。
- ・地域の活性化や輸送燃料の削減を考え地元の農産物を積極的に消費する。
- ・発展途上国との公平な貿易を進め、途上国の低賃金労働を改善するフェアトレード商品を購入する。

附則

この要綱は、平成26年8月18日から施行する。

附則

この要綱は、平成27年10月21日から施行する。

附則

この要綱は、平成28年3月23日から施行する。

附則

この要綱は、令和2年3月23日から施行する。

附則

この要綱は、令和2年7月17日から施行する。

附則

この要綱は、令和4年2月4日から施行する。